

No. 257号

2024年(令和6年)
10月1日発行

立協たより

(公社) 東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0012
立川市曙町1-21-1
いちご立川ビル2階
電話 042-512-5311
FAX 042-512-5473
発行者 長瀬 高志



写真説明 十月桜(じゅうがつざくら) 日立中央研究所(国分寺市)
二季咲き(秋冬咲き)で、その名の通り10月ごろと春の年2回、花を咲かせます。

目次

「労務・衛生講習会」 (全国労働衛生週間実施要綱説明会)(報告) ……(2)	
労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化 されます ……(2)	
東京都最低賃金のお知らせ ……(3)	
立川労働基準監督署・立川公共職業安定所からのお知らせ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。 ……(3)	
令和6年度業務改善助成金のご案内 ……(4)	
「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金 アップを図りませんか? ……(4)	
令和6年立川署管内の労働災害発生状況 (令和6年6月末現在) ……(5)	

SAFEコンソーシアム AWARDS 2024年度 ……(7)	
陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま 陸上貨物運送事業の労働災害防止にご協力をお願い します ～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底 ……(7)	
多摩立川保健所からのお知らせ レッツゴー! 骨髄ドナー登録 ドナー登録であなたも命をつなぐヒーローに! ……(8)	
「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集～No.54～ ……(9)	
令和7年 新年賀詞交歓会のお知らせ ……(10)	
令和6年度 安全衛生クイズ結果 ……(10)	
編集後記 ……(10)	

第75回全国労働衛生週間スローガン
「推してます みんな笑顔の 健康職場」

報告「労務・衛生講習会（全国労働衛生週間実施要綱説明会）」

第75回全国労働衛生週間（10月1日～7日）に向け、9月5日（木）立川地方合同庁舎会議室において、立川労働基準監督署・（公社）東基連立川支部共催による標記講習会が開催されました。

講習会は、渡辺禎樹当支部副支部長兼衛生部会長の「ご参加いただいた各事業場におかれても、日頃から職場の衛生活動に努めておられると思います。本日の講習会が、日頃の取組みを見直す機会となり、より良い職場づくりに役立てればと思います。」との開会の言葉がありました。続いて福島憲一立川労働基準監督署長は「衛生週間を機会に職場の点検を行い健康な職場づくりに役立ててほしい。」とご挨拶をされ、併せて「働き方改革、東京都最低賃金」について話されました。

田中好一安全衛生課長は、「全国労働衛生週間実施要綱」として、準備期間に日常の労働衛生活動の総点検を行いましょうと、①過重労働による健康障害防止対策、②メンタルヘルス対策、③転倒・腰痛災害の予防などの11項目について説明されました。小林高士第二方面主任監督官は、「働き方改革関連等について」として、健康管理、労働時間の把握と記録、残業の上限規制などの基本について説明されました。東京都多摩立川保健所 新庄琴感染症対策担当からは「職場健診と結核の基礎知識」として、定期健康診断の実施、「要精密判定」や2週間以上咳等症状があるときは医療機関を受診することで結核を早期発見し、家族や職場などへの感染予防になりますと説明がありました。

特別講演は、労働衛生コンサルタント・歯科医師の植野信講師による「お口の話と歯科特殊健康診断」がテーマでした。初めに、歯科定期健診と加齢による残存歯数、抜けた歯の放置と認知症の割合、むし歯と食品等の酸性度との関係、歯周病など一般的な歯のお話がありました。その後、歯科特殊健康診断について、健康に影響を及ぼす有害物質、対象となる職業、歯科特殊健康診断が必要となるなどについてのお話がありました。

参加された皆様ありがとうございました。（参加者61名うち会員40名、申込名簿は労基署に提出済）



渡辺副支部長兼衛生部会長



福島労働基準監督署長

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

----- 2025年1月1日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます -----

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/
衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



広報キャラクター
たしかめたん

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続することができます。

ぜひ電子申請をご利用ください！

1,163 時間額
円

令和6年10月1日から

50円 UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

近隣各県における令和6年度地域別最低賃金改定の状況（発効日 令和6年10月1日）

県名	時間額（引上げ額）	引上げ率
埼玉	1,078円（50円）	4.86%
千葉	1,076円（50円）	4.87%
神奈川	1,162円（50円）	4.50%
山梨	988円（50円）	5.33%

立川労働基準監督署・立川公共職業安定所からのお知らせ

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなど、年齢・勤務時間に関わらず、
1人でも雇っている場合はすぐに労働保険に加入してください！！

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、管轄の労働基準監督署・公共職業安定所へ届出が必要です。ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

【加入に関する相談・問い合わせ】

立川労働基準監督署 労 災 課 電話：042-523-4474

立川公共職業安定所 雇用保険適用課 電話：042-525-8602

令和 6 年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和 6 年 12 月 27 日
(事業完了期限：令和 7 年 1 月 31 日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 30 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

↑ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) 事業場ごとに申請いただけます。



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。



業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です



「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか？

キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を 3% 以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

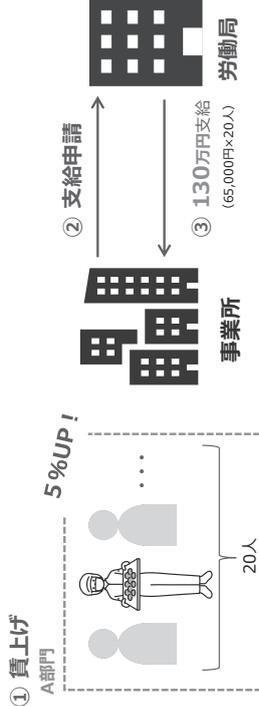
支給額 1 人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き上げ率	3% 以上 5% 未満	5% 以上
中小企業	5 万円	6 万 5,000 円	6 万 5,000 円
大企業	3 万 3,000 円	4 万 3,000 円	4 万 3,000 円

1 年度 1 事業所あたりの支給申請上限人数は 100 人

助成例

中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働くパートタイマー 20 人の基本給を 5% 以上引き上げた場合



受給条件 以下の要件全てに当てはまる必要があります。

- キャリアアップ計画の作成・提出**
賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。
※ 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。
- 賃金規定等の適用**
有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。
- 賃金アップ(2の改定)**
2の賃金規定等を 3% 以上増額改定し、改定後の規定に基づき 6 か月分の賃金を支給していること。

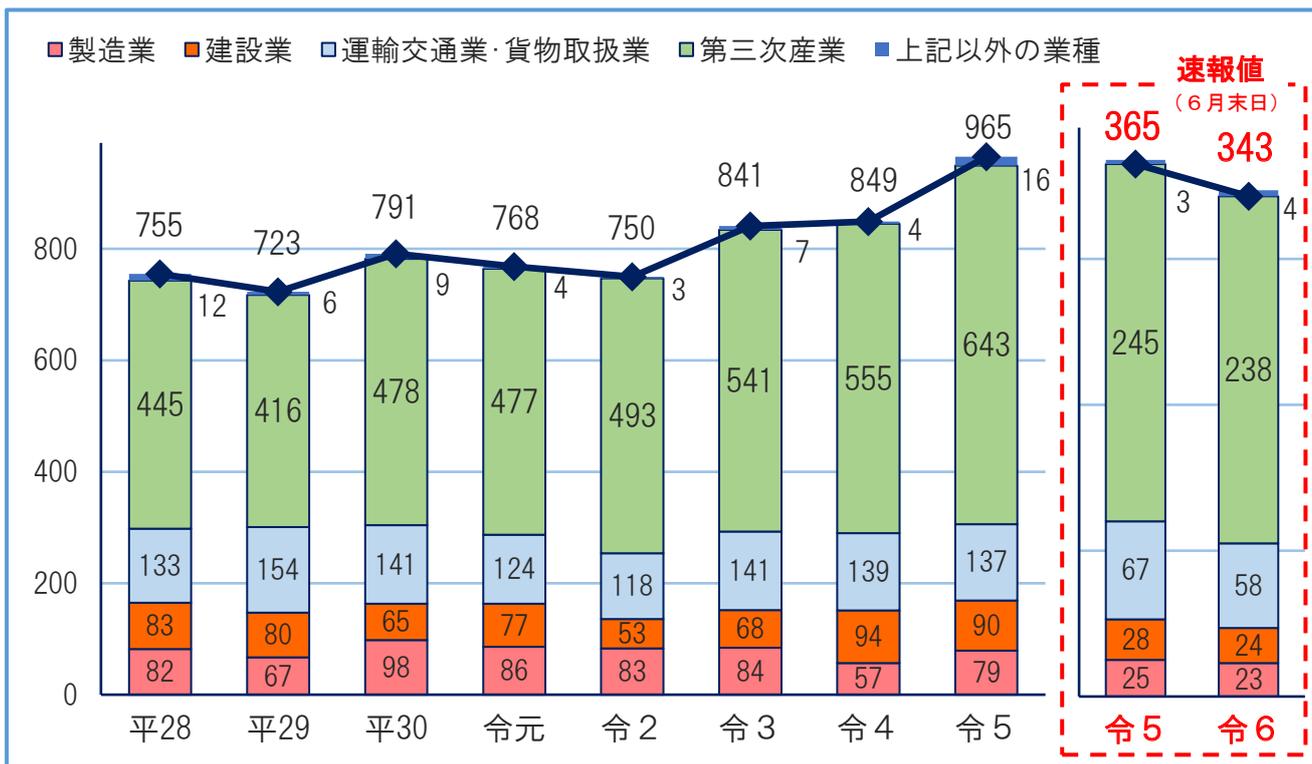
キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

令和6年 立川署管内の労働災害発生状況 (令和6年6月末現在)

◇ 死傷災害の被災者数 (休業4日以上) ※新型コロナ除く

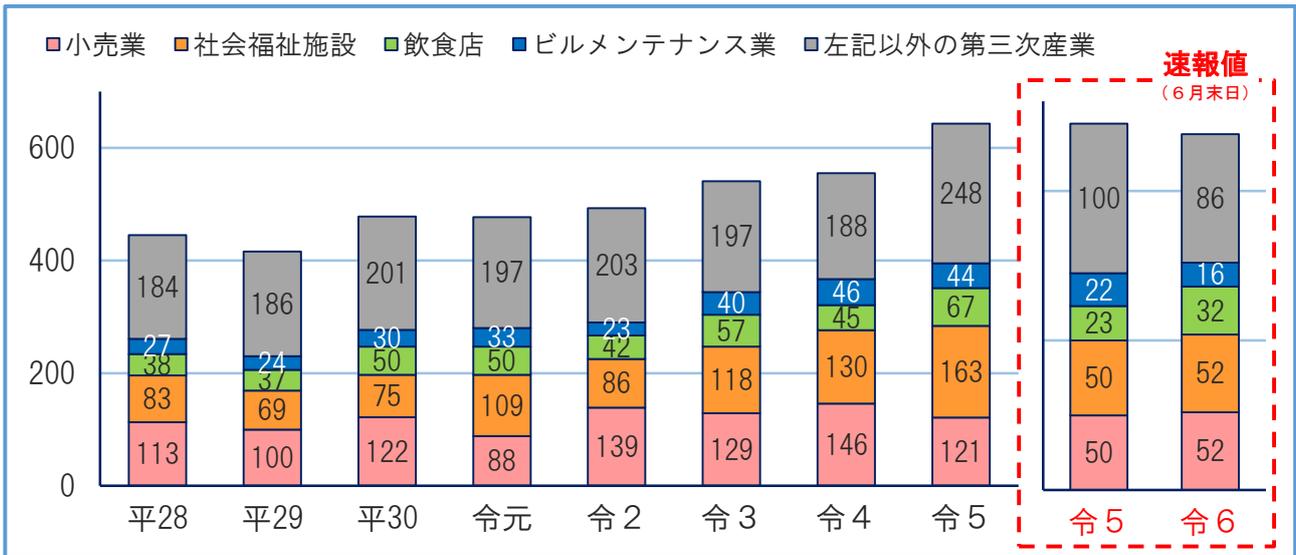
令和6年における休業4日以上の死傷災害の被災者数は 343 人で、前年 (365 人) より 22 人減少 (-6.0%) しています。

業種別では、飲食業 (+39.1%) で増加し、建設業 (-14.3%) 運輸交通・貨物取扱業 (-13.4%) で減少しています。



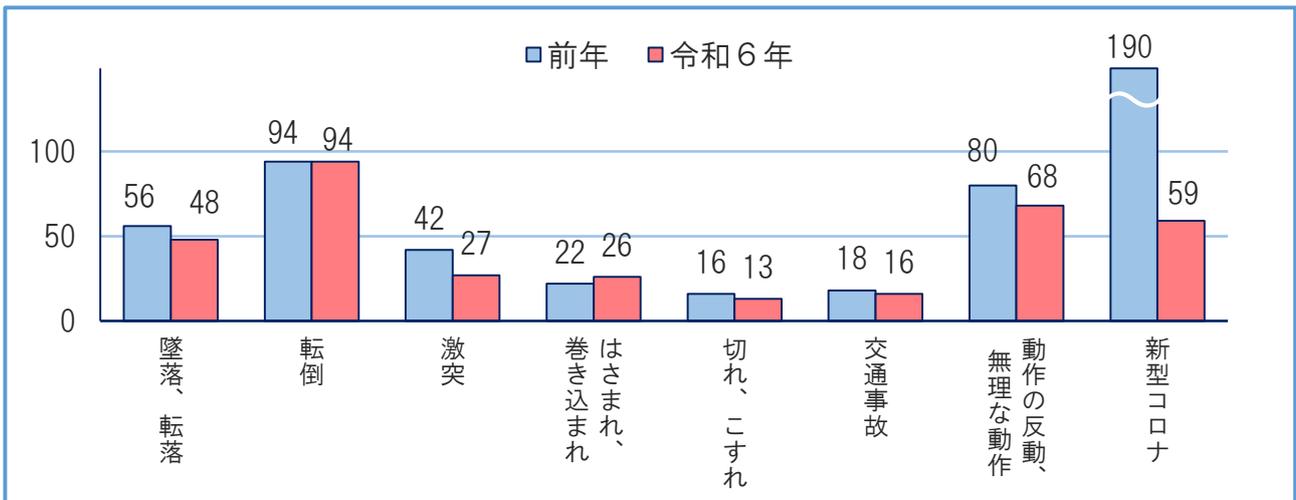
	平 28	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4	令 5	速報値 (6月末日時点)	
									令 5	令 6
製造業	82	67	98	86	83	84	57	79	25	23
建設業	83	80	65	77	53	68	94	90	28	24
建築工事業	60	45	43	50	40	37	59	63	19	16
運輸交通業・貨物取扱業	133	154	141	124	118	141	139	137	67	58
陸上貨物運送事業	107	120	112	97	97	115	115	116	54	46
ハイヤー・タクシー業	22	32	24	24	10	13	6	13	9	4
第三次産業	445	416	478	477	493	541	555	643	245	238
小売業	113	100	122	88	139	129	146	121	50	52
社会福祉施設	83	69	75	109	86	118	130	163	50	52
飲食店	38	37	50	50	42	57	45	67	23	32
ビルメンテナンス業	27	24	30	33	23	40	46	44	22	16
上記以外の業種	12	6	9	4	3	7	4	4	3	4
全産業	755	723	791	768	750	841	849	965	365	343

◇ 第三次産業における死傷者数（休業4日以上） ※新型コロナ除く



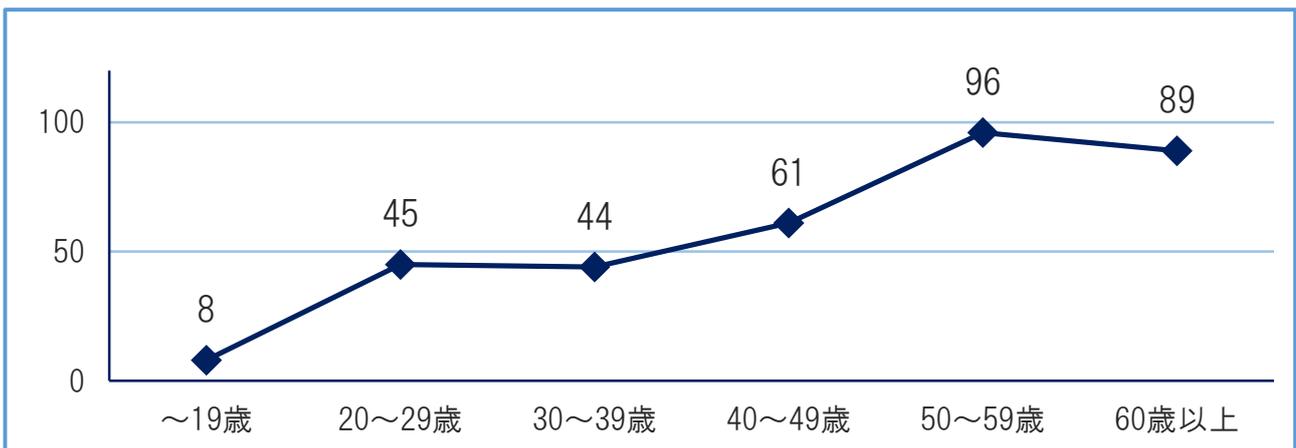
◇ 主な事故の型別（休業4日以上）

事故の型別では、「転倒」による災害が94人（23.4%）、「動作の反動、無理な動作」による災害が68人（16.9%）発生し、全体（402人）の約4割を占めます。



◇ 年齢別（休業4日以上） ※新型コロナ除く

年齢別では、20歳代、30歳代が少なく、50歳以上で多く被災しています。



陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみならず 陸上貨物運送事業の労働災害防止にご協力をお願いします ～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底～

陸上貨物運送事業における年別休業4日以上の死傷災害・死亡災害発生状況 (東京労働局管内)

<資料> 死亡災害報告、労働者死傷病報告 ※ 令和2年以降は新型コロナウイルスの懸念を除く。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数 (休業4日以上)	1070人	981人	1075人	1077人	1098人
死亡者数	6人	5人	2人	4人	2人

荷役ガイドラインと荷主の責務について

全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、荷役作業時の労働災害は約70%となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場となっています。

厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」）」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者（以下「陸運事業者」）のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

荷役ガイドラインでは、「荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。」と定めていることから、荷主等の皆様も、陸運事業者の労働者の安全確保のため、必要な安全指書への協力や陸運事業者との連携が求められています。

また、荷主等の構内において、陸運事業者の荷役作業中に、労働災害が発生した場合には、民法等の規定に基づき、荷主等が損害賠償責任を負う場合があります。つきましては、裏面の「【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト」を活用の上、荷主等の構内における労働災害防止にご協力をお願いします。



荷役ガイドラインの内容や陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組については、東京労働局HP内の「陸上貨物運送事業の安全衛生対策」をご確認ください。

長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

長時間労働や過労運転の要因となる長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取組事例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもちせる



本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課 (☎ 03-3512-1615) までお願いいたします。

東京労働局・労働基準監督署 **safe work TOKYO** トップが特選「みんなまで安全・安心」一人一人が「安全・安心」 (2024.6)

SAFEコンソーシアム

AWARDS 2024年度

SAFEアワードについて

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状、盾をお送りいたします。※複数部門に応募可能です。



サービス産業

飲食業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、運輸業・郵便業等

上記2分類のうち、当てはまる業種分類をお選びください。

安全な職場づくり部門賞

労働災害防止の取組全般に関するもの

エイジフレンドリー部門賞

特に高齢労働者の労働災害防止の取組に関するもの

企業等間連携部門賞

複数の企業、団体等の連携による労働災害防止の取組に関するもの

加盟メンバー間の取組

優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信 (SAFEアワード)

加盟メンバー間の取組

加盟メンバー間の好取組事例や労働災害防止対策サービス(Team Good SAFE!)

コンソーシアム設立の背景・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとすることを目的としています。

加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間の取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

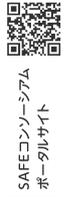
取組

- 1 加盟メンバーの地位向上 (ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信 (SAFEアワード)
- 3 コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出 (シンポジウム)
- 4 加盟メンバー間の好取組事例や労働災害防止対策サービス(Team Good SAFE!)

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰いたします。

応募期間: 令和6年9月(予定) → 11月(予定) 結果発表: 令和7年2月(予定)

【コンソーシアムについて】全てのスタートアップホルダーが一丸となり、安全で信頼に働くことのできる職場環境の実現を目指す。従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム(取組)を設立しました。



多摩立川保健所からのお知らせ

レッツゴー！ 骨髄ドナー登録



ドナー登録であなたも命をつなぐヒーローに！

ドナーが見つかる確率は他人の場合、数百から数万分の1。1人でも多くの患者さんを救うためには、1人でも多くのドナー登録が必要です。ドナーを待つ患者さんにとっては、**あなたの登録が大きな希望になります！**

おしえて！ 骨髄ドナー登録



どんな人が登録できるの？

〈年齢〉 18歳以上 54歳以下で
健康状態が良好な方

〈体重〉 男性 45kg以上
女性 40kg以上

* 骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している方

時間や費用はかかるの？

- ・ 時間は約 **15分!**
(混雑具合によっては前後する可能性があります)

- ・ 費用はかかりません。

どんなことをするの？

腕の静脈から
約 2mℓ の血液を採取し
HLA 型 (白血球の型)
を調べます。

ドナー登録をするには

「チャンス」(ドナー登録のしおり) を読んで登録します。
下記ホームページ内「ドナー登録をお考えの方へ」をご覧ください。



日本骨髄バンク

<https://www.jmdp.or.jp/>

☎ 03-5280-1789

多摩立川保健所では「骨髄バンク」ドナー登録の普及啓発を行っています。
あわせてホームページもご覧ください。
https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/thc/chiiki_hoken/bank.html



お近くで気軽に相談・登録できます

立川献血ルーム (骨髄登録)

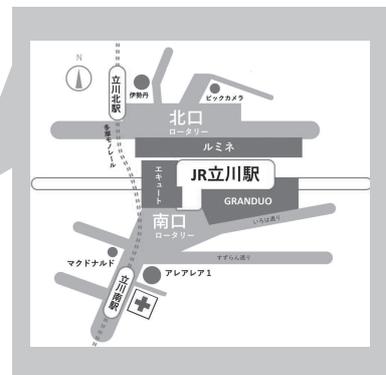
受付時間：9：30 から 17：00 まで
(12月31日、1月1日を除く)

電話番号：042-527-1140

住所：立川市柴崎町 3-6-29 アレアレア 2・3 階

* その他、都内の献血ルームでも登録いただけます。

【この記事に関するお問い合わせ】多摩立川保健所保健対策課地域保健担当 TEL 042-524-5171



*イラストは日本骨髄バンクスペシャルサイトより

「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集 ～ No. 54 ～

～ フリーランス新法の施行 ～

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法、以下「フリーランス新法」)が令和5年4月28日に可決成立し、同年5月12日に公布されました。法は令和6年11月1日に施行されます。

また、施行日から労災保険の特別加入ができるようになります。

そこで、今回は、フリーランス新法について、見ていきたいと思います。

フリーランス新法は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。「取引の適正化」に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、「就業環境の整備」に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担います。



【1】対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいいます(第2条第3項)。
- (2) 「フリーランス」については、「特定受託事業者」として、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの(第2条第1項)とされています。
- (3) 「発注事業者」については、「特定業務委託事業者」として、特定受託事業者から業務委託を受ける事業者であって、従業員を使用するもの(第2条第6項)、及び「業務委託事業者」としてフリーランスの業務を委託する事業者(第2条第5項)とされています。

【2】義務と禁止行為

- (1) 発注事業者(業務委託事業者)が業務委託する場合
 - 義務：取引の適正化 ①取引条件の明示義務(第3条)
- (2) 発注事業者(特定業務委託事業者)が業務委託する場合
 - 義務：取引の適正化 ①取引条件の明示義務(第3条)
 - ②期日における報酬支払義務(第4条)
 - 義務：就業環境の整備 ④募集情報の的確表示義務(第12条)
 - ⑥ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)
- (3) 発注事業者(特定業務委託事業者)が一定期間*以上の期間行う業務を委託する場合
 - *「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月
 - 義務：取引の適正化 ①取引条件の明示義務(第3条)
 - ②期日における報酬支払義務(第4条)
 - 禁止行為：取引の適正化 ③発注事業者の禁止行為(第5条)
 - 受領拒否の禁止／報酬の減額の禁止／返品禁止／買ったとき禁止／購入・利用強制の禁止／不当な経済上の利益を提供要請の禁止／不当な給付内容の変更や・やり直しの禁止
 - 義務：就業環境の整備 ④募集情報の的確表示義務(第12条)
 - ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)
 - ⑥ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)
 - ⑦中途解除等の事前予告・理由開示義務(第16条)

【3】 違反した場合の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、発注事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとされています（第8条、第9条、第11条、第18条～第20条、第22条）。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。（第24条、第25条）

【4】 国が行う相談対応等の取組（第21条）

国は、フリーランスに係る取引の適正化及び就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるとされています。

法律の施行後、フリーランスは、フリーランス・トラブル110番に法に関する相談を行い、アドバイスを受けることができるほか、必要に応じて、法所管省庁への法違反の申告についての案内を受けることが可能となります。

(広報部員 M.H.)

◎令和7年 新年賀詞交歓会のお知らせ

新春1月21日（火）に「フォレスト・イン昭和館（昭島市）」で予定しています。ご承知のとおり同館は来年1月末で閉館となります。詳細は後日改めてお知らせいたしますが、是非多くの皆様のご参加をお待ちしております。

◎令和6年度 安全衛生クイズ結果

7月に実施しました安全衛生クイズに、多数のご応募をいただきありがとうございました。正解者の中から厳正に抽選し、当選された321人の方々に景品を贈呈いたしました。また、多数の景品（ラッキー賞）を提供いただきました会員各社に対し、この誌面をお借りして厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

応募数	7,759通
正解数	7,261通
正解率	93.5%

編集後記

今年も暦の上では秋になりました。朝夕は少し涼しくなったというものの、未だに昼間は30度を超える暑い日が続いています。ご存知の通り今年の東京の夏は、局地的な大雨に悩まされました。一昔前までの風流な「夕立」ではありません。「夕立」の後のヒグラシが鳴いている景色もほとんど見られません。突然、激しい雷と雨と風が発生し、瞬く間に外の景色が変わってしまいます。これまで大規模災害のリスク管理の対象は、主に地震でしたが、前述の線状降水帯及び台風を想定した水害への対策は必要不可欠になります。備えあれば憂いなしです。安全上では、備えたものを使わなかったとしても無駄ではありません。

会社でも、プライベートでも「準備万端」「安全第一」で臨んでいきたいと思えます。

(広報部員 Y.N.)

安心 活気 やる気
働くみんなに退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安心 国の退職金制度
掛金の一部を国が助成します。

有利 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単 外部積立型だから管理もラクラク
転職先でも引き継げる「連替制度」があります。

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。 ●他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください [中退共](#) [検索](#)

中退共 独立行政法人勤労者退職金共済機構 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211